

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

- ・ 本日、都農町の養鶏場の鶏について、疑似患畜と判定し、昨日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づき、防疫措置を開始することにしました。
- ・ 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：宮崎県 児湯郡 都農町

飼養状況：肉用鶏 約 10,000 羽

2. 経緯

- (1) 本日午後、宮崎県から、都農町の養鶏場から食鳥処理場に出荷された鶏に死鳥が多いため、食肉衛生検査所の獣医師が食鳥処理場の死亡鶏について簡易検査を実施したところ陽性となり、食鳥処理場の獣医師が、当該農場の生鶏について簡易検査を実施したところ陰性であったとの報告がありました。
- (2) その後、家畜防疫員が当該農場と食鳥処理場から採材し、改めて簡易検査を実施したところ、いずれも陽性となりました。
- (3) 簡易検査の結果及び死亡鶏の状況等から、高病原性鳥インフルエンザの疑いが極めて強いことから、持回りで開催した家きん疾病小委員会の意見を踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、疑似患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、昨日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づき、初動防疫を開始します。なお、防疫指針においては、食鳥処理場で疑似患畜が確認された場合には、当該処理場を中心とした半径 5km の移動制限区域を設定することとなっていますが、今回のケースでは、当該区域は別途設定される出荷農場を中心とした半径 10km の移動制限区域にすべて含まれます。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 県との的確な連携を図るため、政務3役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
6. 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該食鳥処理場にて、本日処理済みの肉・処理場の生鶏については、処理場が自主的に廃棄する方針です。
- (2) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>